

歯科衛生士の業務のあり方等に関する検討会(第2回)	参考資料2
令和7年2月25日(火)	

歯科衛生士の業務のあり方等に関する検討会(第1回)	資料2
令和6年12月25日(水)	

歯科衛生士の業務（歯科診療の補助行為）について

歯科衛生士の歯科診療の補助行為 (特に、局所麻酔行為) について

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

歯科衛生士法（昭和23年法律第204号）（抄）

- 歯科衛生士は歯科医師の指示のもと歯科診療の補助を行うことができる。

第一条 この法律は、歯科衛生士の資格を定め、もつて歯科疾患の予防及び口くう衛生の向上を図ることを目的とする。

第二条 この法律において「歯科衛生士」とは、厚生労働大臣の免許を受けて、歯科医師（歯科医業をなすことのできる医師を含む。以下同じ。）の指導の下に、歯牙及び口腔の疾患の予防処置として次に掲げる行為を行うことを業とする者をいう。

- 一 歯牙露出面及び正常な歯茎の遊離縁下の付着物及び沈着物を機械的操作によつて除去すること。
- 二 歯牙及び口腔に対して薬物を塗布すること。

2 歯科衛生士は、保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第三十一条第一項及び第三十二条の規定にかかわらず、**歯科診療の補助**をなすことを業とすることができる。

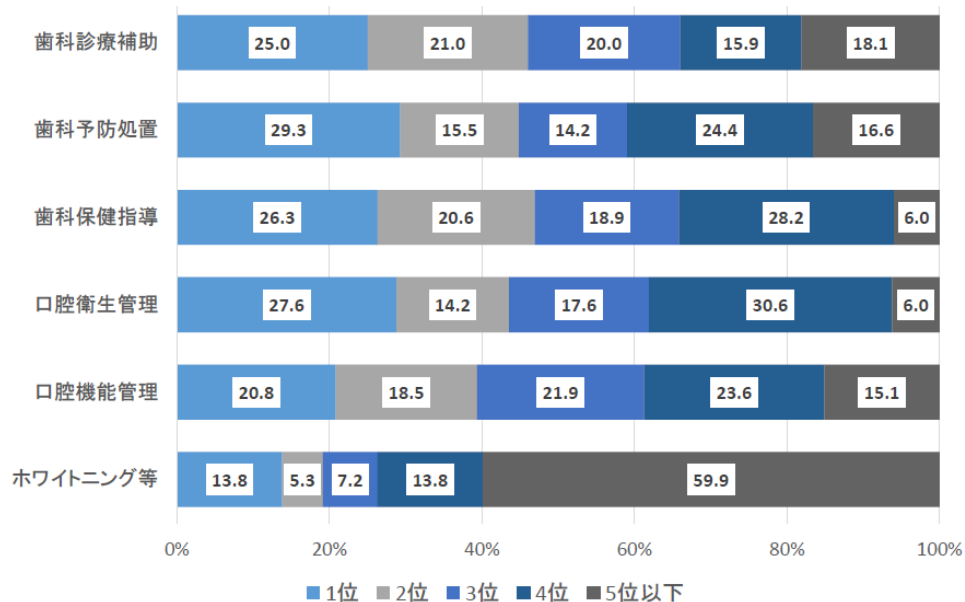
3 歯科衛生士は、前二項に規定する業務のほか、歯科衛生士の名称を用いて、歯科保健指導をなすことを業とすることができる。

歯科衛生士の主たる業務内容

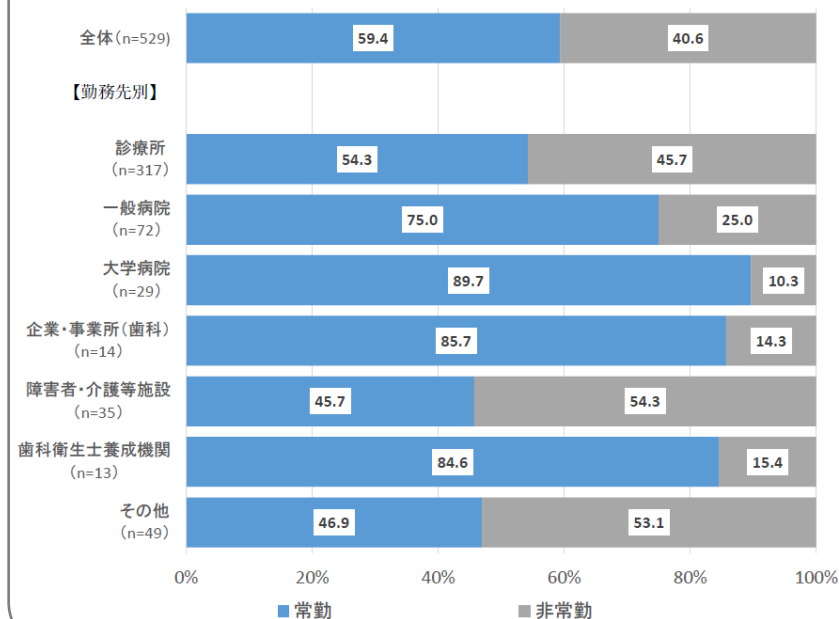
- 歯科衛生士を対象とした調査において、主たる業務内容として最も頻度の高い業務が「歯科予防処置」「歯科診療補助」「歯科保健指導」「口腔衛生処置」と回答した者の割合はがいずれも約25～30%であった。

【主たる業務内容（頻度の高い業務）】

「歯科診療補助」「歯科予防処置」「歯科保健指導」「口腔衛生管理」「口腔機能管理」「ホワイトニング等」「その他」について、最も頻度の高いものを1として1～4まで記入



（参考）調査回答者の就業形態と勤務先



- 回答者 【歯科衛生士】 公益社団法人日本歯科衛生士会の会員 529名 (22～78歳：平均年齢47.0±11.1歳)
- 【歯科医師】 公益社団法人日本歯科医師会の会員 645名 (33～77歳：平均年齢57.0±10.1歳)
- 調査方法 web調査
- 調査期間 令和4年1月から3月

歯科衛生士が実施している歯科診療の補助行為の内容

- 「実施している」と回答した割合が最も高かったのは「義歯の清掃・取り扱い等の指導」で90.0%、次いで「歯周組織検査」80.3%、「歯肉縁下スケーリング」78.8%であった。
- 「実施していない（必要ない）」と回答した割合が最も高かったのは「歯科インプラント体およびアバットメントの固定」で88.1%、次いで「SRP以外の浸潤麻酔」85.8%、「歯科インプラント上部構造の調整」85.1%であった。

【業務を実施していると回答した割合が高かった業務】

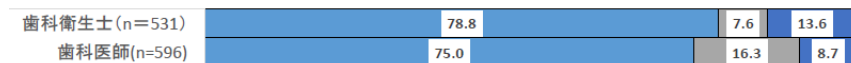
義歯の清掃・取り扱い等の指導



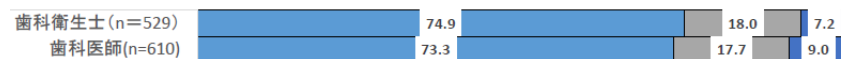
歯周組織検査



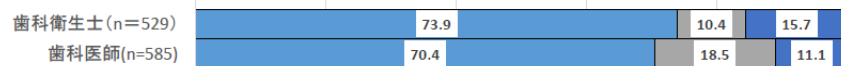
歯肉縁下スケーリング



口腔内予備審査



SPT・メインテナンス



- ・ 歯科衛生士：回答者が、歯科医師の指示のもとに現在実施している業務内容
- ・ 歯科医師：勤務している歯科衛生士が、歯科医師の指示のもとに現在実施している行内容

【業務を現在実施しておらず、「実施していない（必要ない）」と回答した割合が高かった業務】

歯科インプラント体およびアバットメントの固定



SRP以外の浸潤麻酔



歯科インプラント上部構造の調整



根管の貼薬



根管の洗浄・乾燥



バンディング



歯科衛生士による局所麻酔行為に対する疑義照会

- 歯科衛生士による浸潤麻酔行為の取り扱いについて、令和6年6月に公益社団法人日本歯科医師会より歯科保健課長宛に疑義照会が出された。

日 歯 発 第 392 号
令 和 6 年 6 月 25 日
(医療管理課扱い)

厚生労働省医政局歯科保健課
課 長 小 椋 正 之 殿

公益社団法人 日本歯科医師会
会 長 高 橋 英 登



歯科衛生士による浸潤麻酔行為の取り扱いについて（疑義照会）

「麻酔行為について」（昭和40年7月1日付け医事第48号厚生省医務課長回答）において、「麻酔行為は医行為であるので医師、歯科医師、看護婦、准看護婦または歯科衛生士でない者が、医師又は歯科医師の指示の下に、業として麻酔行為の全課程に従事することは、医師法、歯科医師法、保健婦助産婦看護婦法又は歯科衛生士法に違反するものと解される。」との見解が示されている。

歯科衛生士による浸潤麻酔行為についても含め、その見解は現在も変わらないと解してよろしいか。

「麻酔行為について」（昭和40年7月1日付け（医事第48号厚生省医務課長回答）において、「麻酔行為は医行為であるので医師、歯科医師、看護婦、准看護婦または歯科衛生士でない者が、医師又は歯科医師の指示の下に、業として麻酔行為の全課程に従事することは、医師法、歯科医師法、保健婦助産婦看護婦法又は歯科衛生士法に違反するものと解される。」との見解が示されている。

歯科衛生士による浸潤麻酔行為についても含め、その見解は現在も変わらないと解してよろしいか。

麻酔行為に対する過去の疑義照会と回答

「麻酔行為について」

(昭和四〇年七月一日)

(医事第四八号)

(日本麻酔学会長あて厚生省医務課長回答)

照会

麻酔行為は患者に麻薬及び患者に麻薬および毒劇薬を施用する医行為であり、またその実施中は常時高度の医学的知識および技術と細心の注意をもって患者の状態を監視し、その変化に即応して適当な措置を講ずる必要のある医行為であると考えるが、左記のものはそれぞれ法違反であり、麻酔の施行にあたっては不適當であると思うが御回答願いたい。

記

- 1 医師、看護婦または准看護婦でない者が、医師の指示の下に業として麻酔行為の全課程に従事すること。
- 2 看護婦が業として麻酔行為を行なうこと。
- 3 吸入法による麻酔の下に患者を手術する場合、手術実施中の医師が麻酔について指示することは実態上不可能と考えられるが、手術実施中の医師の指示の下にと称して医師でない者が、当該麻酔行為を行なうこと。

回答

- 1 麻酔行為は医行為であるので医師、歯科医師、看護婦、准看護婦または歯科衛生士でない者が、医師又は歯科医師の指示の下に、業として麻酔行為の全課程に従事することは、医師法、歯科医師法、保健婦助産婦看護婦法又は歯科衛生士法に違反するものと解される。その場合、いずれの法規に違反するかは、当該医師又は歯科医師の指示の態様によるものと解される。
- 2 看護婦が、診療の補助の範囲を超えて、業として麻酔行為を行うことは、医師法違反になるものと解される。
- 3 御設問の場合において、実態上医師の指示がないか、又は医師が指示することが通常不可能と考えられる状態において、医師でない者が麻酔行為を行なうことは医師法又は保健婦助産婦看護婦法に違反するものと解される。

歯科衛生士による浸潤麻酔行為の取り扱いについて（疑義照会回答）

医 政 歯 発 0626 第 1 号
令和 6 年 6 月 26 日

公益社団法人 日本歯科医師会
会 長 高 橋 英 登 殿

厚生労働省医政局歯科保健課長



「歯科衛生士による浸潤麻酔行為の取り扱いについて
（疑義照会）」について（回答）

令和 6 年 6 月 25 日付け（日歯発第 392 号）をもって照会のあった標記については、下記のとおり回答する。

記

貴見のとおり。

ただし、歯科衛生士が当該行為を実施する場合においては、当該行為の身体への影響の大きさに鑑みて、歯科医師が患者の状態や、当該行為を実施させようとする歯科衛生士の知識及び技能等を踏まえて実施の可否を判断し、当該歯科衛生士に対して指示をした上で実施される必要があるため、歯科衛生士が自らの判断で当該行為を実施することはできない。

上記を踏まえ、歯科衛生士による歯科診療の補助としての浸潤麻酔行為の実施については、指示をする各歯科医師において慎重に判断されるべきものと思料する。

以上

ただし、歯科衛生士が当該行為を実施する場合においては、当該行為の身体への影響の大きさに鑑みて、歯科医師が患者の状態や、当該行為を実施させようとする歯科衛生士の知識及び技能等を踏まえて実施の可否を判断し、当該歯科衛生士に対して指示をした上で実施される必要があるため、歯科衛生士が自らの判断で当該行為を実施することはできない。

歯科衛生士による浸潤麻酔行為の取り扱いに対する要望

- 歯科衛生士による浸潤麻酔行為について、日本歯科医師会からの疑義照会に対する厚生労働省の回答を受け、日本歯科医師会長・日本歯科医学会会長・日本歯科衛生士会長の連名で医政局長宛に、必要な体制整備や教育の見直しに関する要望が出された。

令和 6 年 10 月 4 日

厚生労働省
医政局長 森 光 敬 子 様

公益社団法人 日本歯科医師会
会 長 高 橋 英 登
日本歯科医学会
会 長 住 友 雅 人
公益社団法人 日本歯科衛生士会
会 長 吉 田 直 美
(公 印 省 略)

歯科衛生士による浸潤麻酔行為の取り扱いについて（要望）

平素より歯科医療について様々な対策を講じていただいておりますことに深く感謝申し上げます。

「「歯科衛生士による浸潤麻酔行為の取り扱いについて（疑義照会）」について（回答）」（令和 6 年 6 月 26 日付歯科保健課長通知）を受け公益社団法人日本歯科医師会より別添の見解を発出したところですが、安全な歯科医療を提供し国民の安全を担保するためには、歯科衛生士においても当該行為を行うための適切かつ十分な知識、技能が必要であることから、厚生労働省においても、必要な体制整備、教育の見直しを行うことを要望いたします。

（令和 6 年 10 月 4 日要望の別添）

令和 6 年 7 月 4 日

会員各位

公益社団法人日本歯科医師会

歯科衛生士による浸潤麻酔行為の取り扱いについて

歯科衛生士による浸潤麻酔行為の取り扱いについては、厚生労働省医政局歯科保健課に照会したところ、別添のとおり回答があり、課長通知が発出されたことを受け、本会は国民に安全な歯科医療を提供することを担保するためには厚生労働省、文部科学省、学会、関係団体等と共に卒前教育の見直しを行うことを基本に対応すべきと考える。

また、同行為は、法的には妨げられるものではないが、ほとんど実施されていないのが現状である。

本会としては、現状の卒前教育および卒後研修の内容、社会的認知度等の観点から現在同行為を行うことは必ずしも適切とは考えていない。

会員の皆様におかれては、万一不測の事態が生じた際には、基本的には指示を行った歯科医師が責任を負うことを十二分に留意して慎重に対応を判断されたい。

今後、本会は医療安全に関しては歯科医師、歯科衛生士をはじめとする歯科医療従事者等を対象として、厚生労働省、学会、関連団体等と協同してより確実に安全を担保するための研修の充実を図っていく。

なお、課長通知、関係法令、厚生労働科学特別研究事業の結果については別添の通りである。

（別添）

1. 厚生労働省医政局歯科保健課長通知（医政歯発 0626 第 1 号、令和 6 年 6 月 26 日）
2. 麻酔行為について（昭和 40 年 7 月 1 日付け医事第 48 号厚生省医務課長回答）
3. 歯科衛生士法第二条
4. 厚生労働行政推進調査事業費補助金（厚生労働科学特別研究事業）課題番号 21CA2031「歯科衛生士の業務内容の見直しに向けた研究」（抜粋）

安全な歯科医療を提供し国民の安全を担保するためには、歯科衛生士においても当該行為を行うための適切かつ十分な知識、技能が必要であることから、**厚生労働省においても、必要な体制整備、教育の見直しを行うことを要望いたします。**

歯科衛生士養成施設における教育内容①

○ 浸潤麻酔を含む局所麻酔に関する教育は、歯科衛生士学校養成所指定規則では「臨床歯科医学」と「歯科診療補助論」に含まれる。

歯科衛生士学校養成所指定規則（抄）

（昭和二十五年文部省・厚生省令第一号）

歯科衛生士法（昭和二十三年法律第二百四号）第十二条の規定により、歯科衛生士学校養成所指定規則を次のように定める。

（略）

（指定基準）

第二条令第二条第一項の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 入学又は入所資格は学校教育法第九十条第一項に掲げるもの（歯科衛生士法第十二条第一号に規定する文部科学大臣の指定を受けようとする学校が大学である場合において、当該大学が学校教育法第九十条第二項の規定により同項に規定する者を当該大学に入学させる場合を含む。）であること。

二 修業年限は三年以上であること。

三 教育の内容は、別表に定めるもの以上であること。

四 別表に掲げる各教育内容を教授するために適当な数の教員を有すること。ただし、そのうち二人以上は歯科医師でなければならない。

（略）

（別表（第二条関係））

教育内容		単位数
基礎分野	科学的思考の基礎	10
	人間と生活	
専門基礎分野	人体（歯・口腔を除く。）の構造と機能	4
	歯・口腔の構造と機能	5
	疾病の成り立ち及び回復過程の促進	6
	歯・口腔の健康と予防に関わる人間と社会の仕組み	7
専門分野	歯科衛生士概論	2
	<u>臨床歯科医学</u>	8
	歯科予防処置論	8
	歯科保健指導論	7
	<u>歯科診療補助論</u>	9
	隣地実習（臨床実習を含む。）	20
選択必修分野		7
合計		93

歯科衛生士養成施設における教育内容②

- 歯科衛生士養成施設における教育内容は、全国歯科衛生士教育協議会が作成している「歯科衛生学教育コア・カリキュラム」に基づいて決められている。
- 「歯科衛生学教育コア・カリキュラム」において、浸潤麻酔に関する項目は、臨床歯科医学と歯科診療補助論に含まれている。
- 歯科診療補助論では、口腔外科治療と歯科麻酔時の診療補助が1項目となっている。

目 次

「歯科衛生学教育コア・カリキュラム ー教育内容ガイドラインー」 2022年度改訂版 前文・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
A. 「歯科衛生学教育コア・カリキュラム ー教育内容ガイドラインー」 2022年度改訂版作成の背景と考え方・・・・・・・・・・	1
B. 歯科衛生学教育コア・カリキュラムの基本理念・・・・・・・・	3
C. 臨地実習について・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
D. 歯科衛生学教育コア・カリキュラムの表示方法・・・・・・・・	4
E. 歯科衛生士に求められる基本的な資質・・・・・・・・・・	4
歯科衛生士学校養成所指定規則に定める教育内容修得単位表（抜粋）・・	6
基礎分野・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
A. 科学的思考の基盤・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
B. 人間と生活・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
専門基礎分野・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	11
A. 人体の構造と機能・・・・・・・・・・・・・・・・・・	11
B. 歯・口腔の構造と機能・・・・・・・・・・・・・・・・	15
C. 疾病の成り立ちおよび回復過程の促進・・・・・・・・・・	17
D. 歯・口腔の健康と予防にかかわる人間と社会の仕組み・・	22
専門分野・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	31
A. 歯科衛生学総論（歯科衛生士概論）・・・・・・・・・・	31
B. 臨床歯科医学・・・・・・・・・・・・・・・・・・	32
C. 歯科予防処置論・・・・・・・・・・・・・・・・・・	38
D. 歯科保健指導論・・・・・・・・・・・・・・・・・・	41
E. 歯科診療補助論・・・・・・・・・・・・・・・・・・	46
F. 臨地実習・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	54
G. 歯科衛生学研究・・・・・・・・・・・・・・・・・・	60
歯科衛生学教育コア・カリキュラム小委員会委員と担当分野・・・・・	61

【臨床歯科医学】

1. 臨床歯科総論
2. 歯・歯髄組織の疾患と治療
3. 歯周組織の疾患と治療
4. 咀嚼障害・咬合異常
5. 顎口腔領域の疾患と治療
6. 歯科麻酔と全身管理
7. 小児の理解と歯科治療
8. 不正咬合と治療
9. 高齢者の理解と歯科治療
10. 障害児者の理解と歯科治療

【歯科診療補助論】

1. 歯科診療補助
2. 主要歯科材料の種類、取扱いと管理
3. 保存治療時の診療補助
4. 補綴治療時の診療補助
5. 口腔外科治療・歯科麻酔時の診療補助
6. 矯正歯科治療の診療補助
7. 小児歯科治療時の診療補助
8. 高齢者歯科治療時の診療補助
9. 障害児歯科治療時の診療補助
10. エックス線写真撮影時の診療補助
11. 救命救急処置
12. 口腔機能管理

歯科衛生士養成施設における教育内容③

- 「歯科衛生学教育コア・カリキュラム」において、臨床歯科医学「歯科麻酔と全身管理」と歯科診療補助論「口腔外科医治療・歯科麻酔時の診療補助」のいずれも到達目標の内容は、歯科衛生士自身が浸潤麻酔行為を行うことを想定したものとなっていない。

【臨床歯科医学】 歯科麻酔と全身管理

到達目標

- ①局所麻酔の種類と目的ならびに全身的・局所的偶発症を説明できる。
- ②バイタルサイン、経皮的動脈血酸素飽和度、意識レベルを説明できる。
- ③局所麻酔法と施術時の注意点を説明できる。
- ④歯科治療時の全身的偶発症（神経性ショック、過換気症候群、アナフィラキシーショック、低血糖発作、高血圧緊急症、脳血管障害、誤飲・誤嚥）とその対応を説明できる。
- ⑤精神鎮静法の適応症と種類を説明できる。
- ⑥全身麻酔の適応症と種類を概説できる。

【歯科診療補助論】 口腔外科治療・歯科麻酔時の診療補助

到達目標

5) 麻酔

- ①局所麻酔時の器材・薬剤の準備と取扱いができる。
- ②精神鎮静法の器材・薬剤の準備と取扱いができる。
- ③全身麻酔時の器材・薬剤の準備と補助ができる。
- ④静脈の確保について概説できる。

歯科衛生士国家試験出題基準（令和4年度版）（局所麻酔関係）

○ 歯科衛生士国家試験の出題基準には、大項目に「局所麻酔薬」が、小項目に「局所麻酔薬」「血管収縮薬の添加」と記載がある。

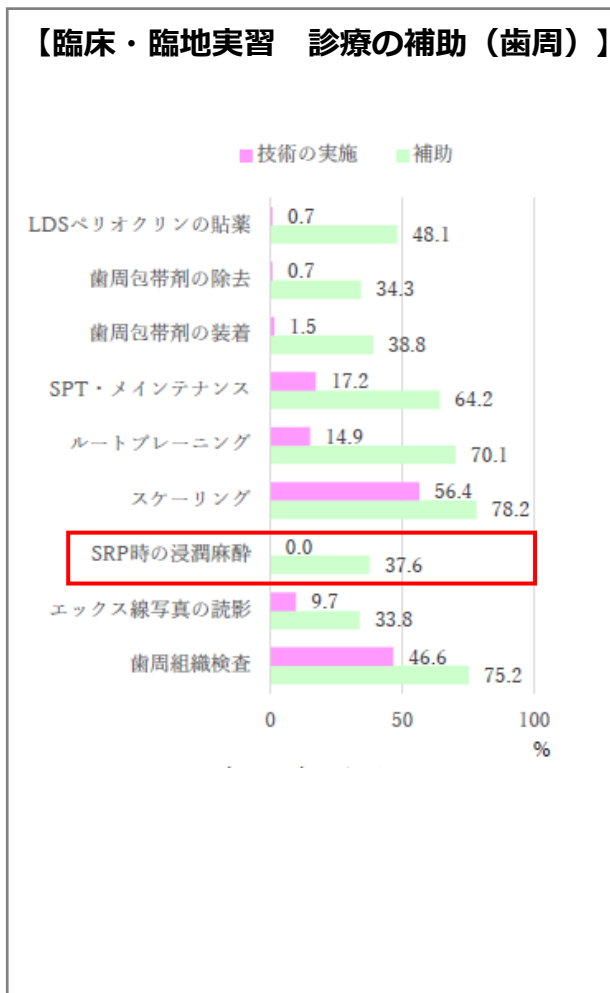
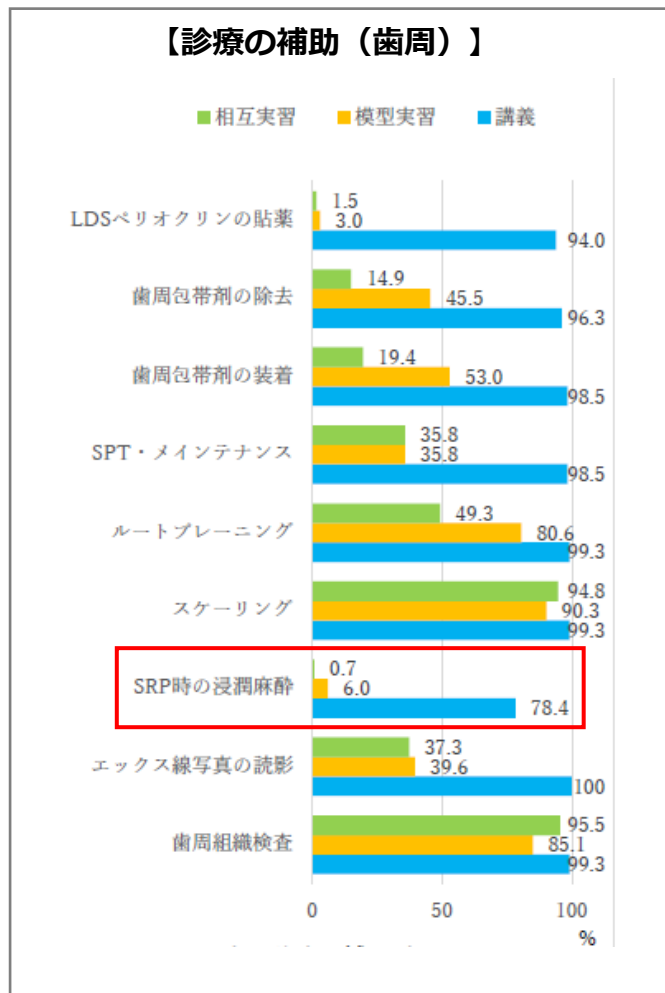
Ⅲ 生体と薬物

大項目	小項目	備考
1 医薬品等の分類	A 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律〈医薬品医療機器等法〉 a 日本薬局方および局方医薬品 b 医療用医薬品 c OTC 医薬品（要指導医薬品、一般医薬品） d 毒薬、劇薬 e 麻薬、向精神薬 f 医薬部外品、化粧品	医薬品には和漢薬を含む 覚せい剤を含む
2 医療と薬物	A 薬物療法の種類 B 薬理作用の基本形式 C 薬理作用の分類	
3 身体と薬物	A 薬物の作用機序 B 薬物の適用方法 C 薬物動態 a 吸収 b 分布 c 代謝 d 排泄 e 薬物動態パラメーター D 薬理作用に影響を与える因子 a 薬物の用量と作用 b 生体の感受性 E 薬物の併用による相互作用 a 協力作用・拮抗作用	生物学的半減期、バイオアベイラビリティ〈生物学的利用能〉、クリアランスを含む プラセボ効果を含む 用量-反応曲線、治療係数を含む 年齢、遺伝的素因等

大項目	小項目	備考
	F 薬物の連用 a 蓄積 b 耐性 c 依存 G ライフステージと薬物 a 小児への薬物投与 b 高齢者への薬物投与 c 妊婦への薬物投与 H 薬物の副作用・有害作用 I 医療安全管理と対策	誤薬防止のための確認事項、医療関連感染対策、健康被害救済を含む
4 薬物の取り扱い	A 処方せん〈箋〉 B 保存方法 C 剤形	
5 中枢神経系作用薬物	A 全身麻酔薬 a 吸入麻酔薬 b 静脈麻酔薬 B 催眠薬 C 向精神薬 a 抗精神病薬 b 抗不安薬 c 抗うつ薬・抗躁薬 D 抗けいれん薬〈抗てんかん薬〉 E 抗パーキンソン病薬 F 中枢神経興奮薬 G 抗認知症薬	
6 末梢神経系作用薬物	A 神経伝達物質 B 自律神経系作用薬 C 筋弛緩薬	
7 局所麻酔薬	A 局所麻酔薬 B 血管収縮薬の添加	

歯科衛生士養成施設における局所麻酔教育の現状①

- 令和3年に実施された全国の歯科衛生士養成施設を対象とした調査において、診療の補助としてSRP時の浸潤麻酔について、相互実習で実施しているのは0.7%、模型実習は6.0%であった。また、臨床・臨地実習で実施している施設はなかった。

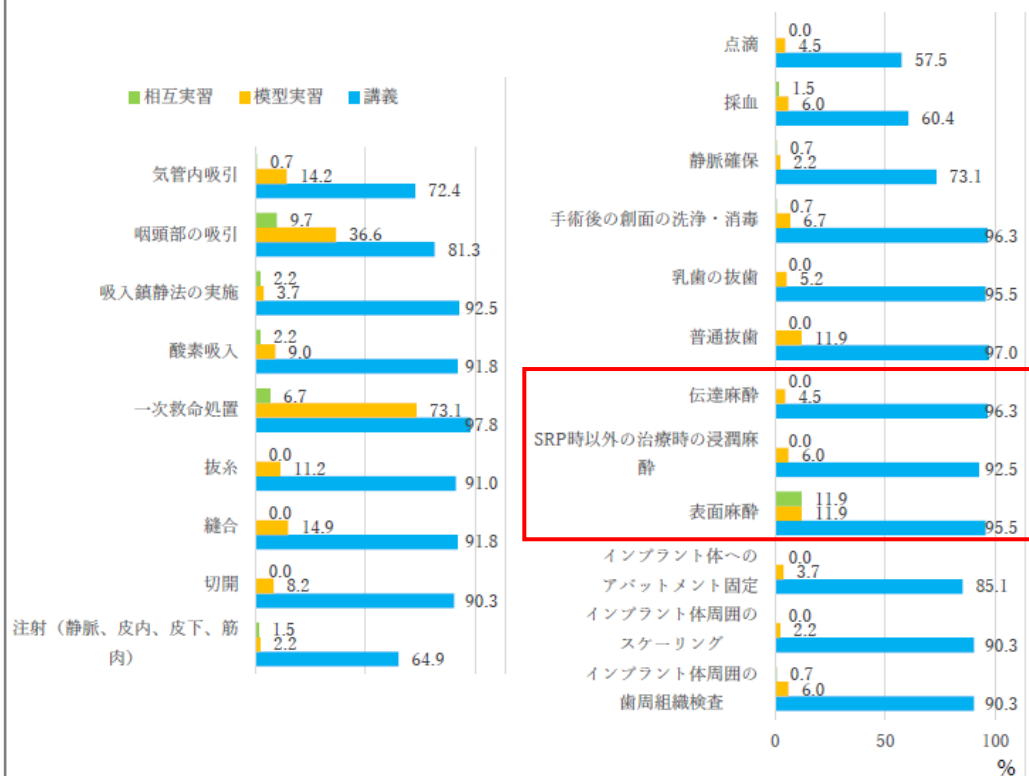


- 調査対象 日本全国の歯科衛生士養成機関 計179施設（全校）
- 回答施設数 134施設
- 調査方法 教育内容に関する記名式質問票による往復郵送調査法
- 調査期間 令和3年12月15日～令和4年1月28日

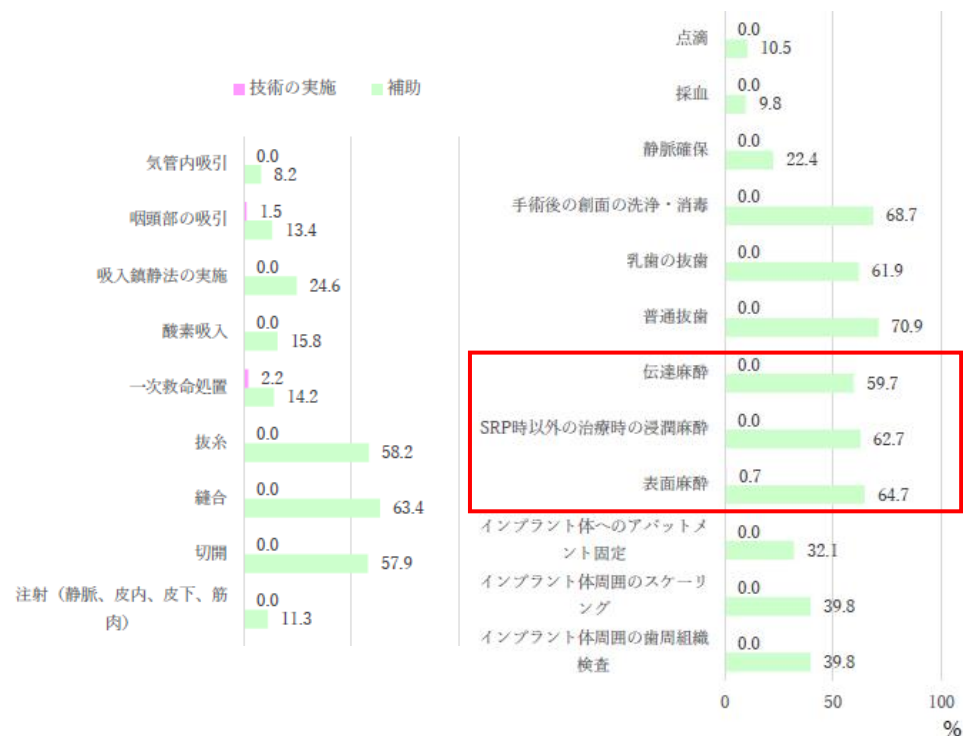
歯科衛生士養成施設における局所麻酔教育の現状②

- 口腔外科領域の診療の補助としてSRP時以外の伝達麻酔・浸潤麻酔・表面麻酔について、相互実習で実施しているのはそれぞれ0%、0%、11.9%、模型実習はそれぞれ4.5%、6.0%、11.9%であった。また、臨床・臨地実習で技術について実施している施設は伝達麻酔、浸潤麻酔はともに0%、表面麻酔が0.7%であった。

【診療の補助（外科）】



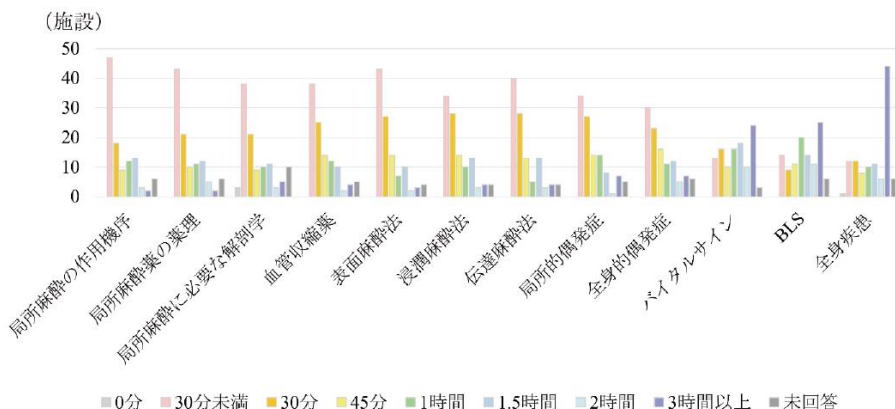
【臨床・臨地実習 診療の補助（外科）】



歯科衛生士養成施設における局所麻酔教育の現状③

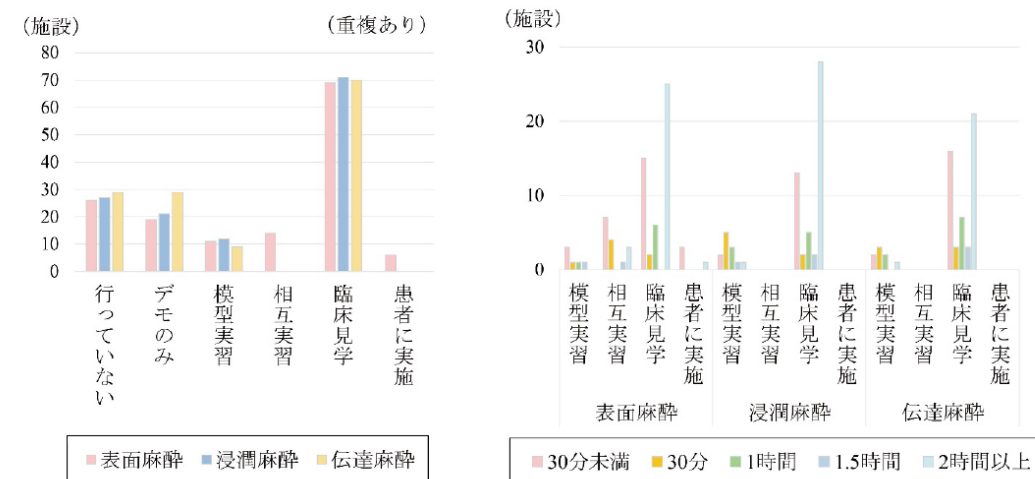
- 令和4年に実施された全国の歯科衛生士養成施設を対象とした調査において、浸潤麻酔法をはじめとする局所麻酔に関連する項目の講義時間は30分未満である養成施設が多かった。また、浸潤麻酔に関する実習について、相互実習または患者に実施していた養成施設はなかった。

【講義内容の時間配分】



局所麻酔に関する項目は30分未満が多かったが、バイタルサイン、BLS、全身疾患は3時間以上が最も多かった。

【各局所麻酔法の実習方法と実習時間】



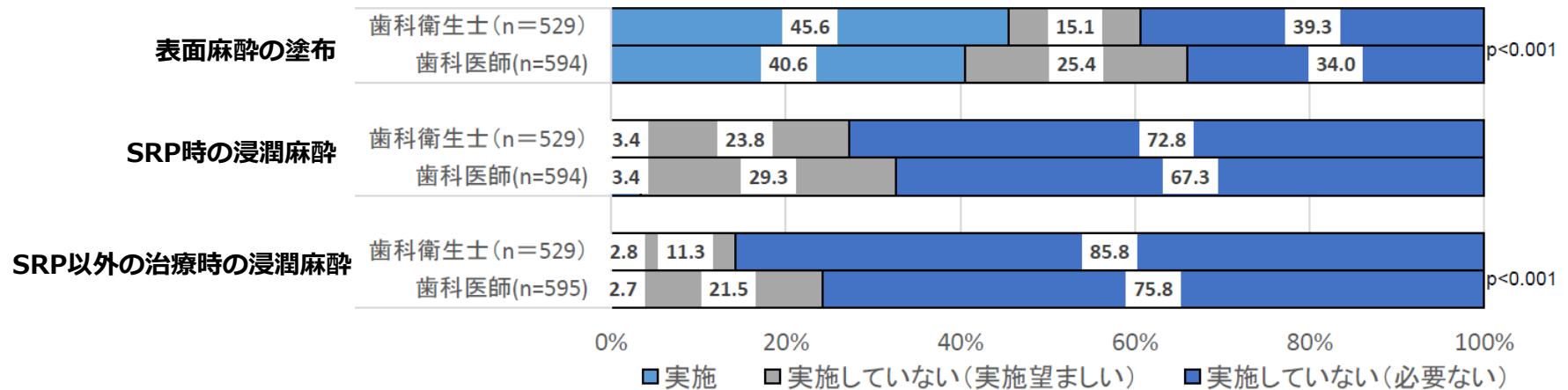
浸潤麻酔と伝達麻酔は、相互実習または患者に実施していた養成施設はなかった。臨床見学は約70施設で行われていた。すべての局所麻酔実習で臨床見学に費やされる時間が最も多かった。

- 調査対象 一般社団法人全国歯科衛生士協議会の養成校一覧に登録されている専門学校、短期大学、4年制大学の計177施設
- 回答施設数 110施設
- 調査方法 各養成施設の教務、学生部担当者宛にアンケート依頼用紙を送付、Web、FAX、もしくはE-mailのいずれかで回答
- 調査期間 2022年7月15日～8月31日

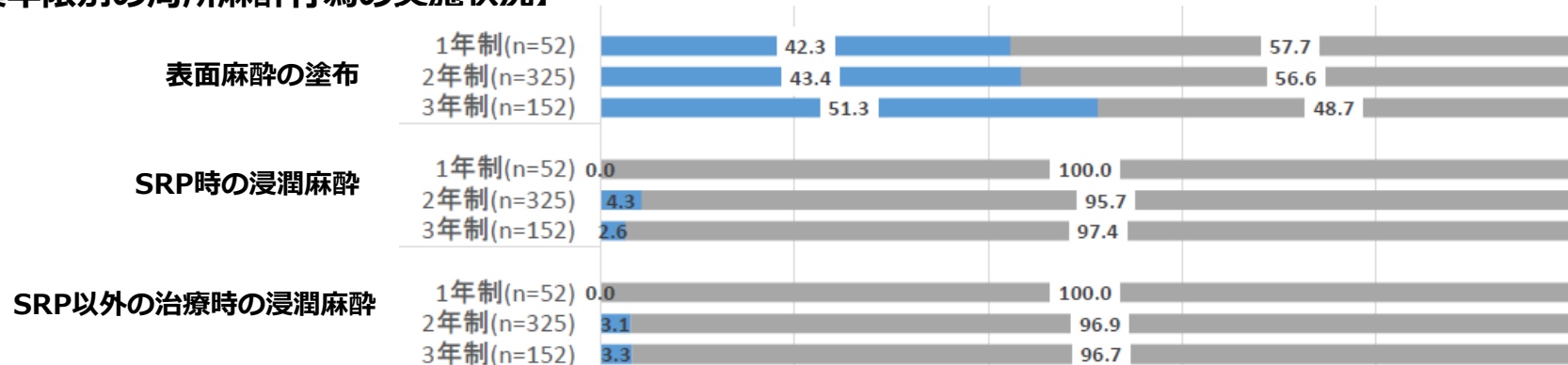
歯科衛生士による歯科診療の補助行為（局所麻酔行為）の実施状況

- 局所麻酔行為について、表面麻酔は歯科衛生士の回答で45.6%が実施していた一方で、浸潤麻酔についてはSRP時で3.4%、SRP時以外で2.8%に留まっていた。
- 修業年限別の局所麻酔行為の実施状況をみると、1年制の養成施設を卒業した者は浸潤麻酔行為のいずれも実施していなかった。

【局所麻酔行為の実施状況】

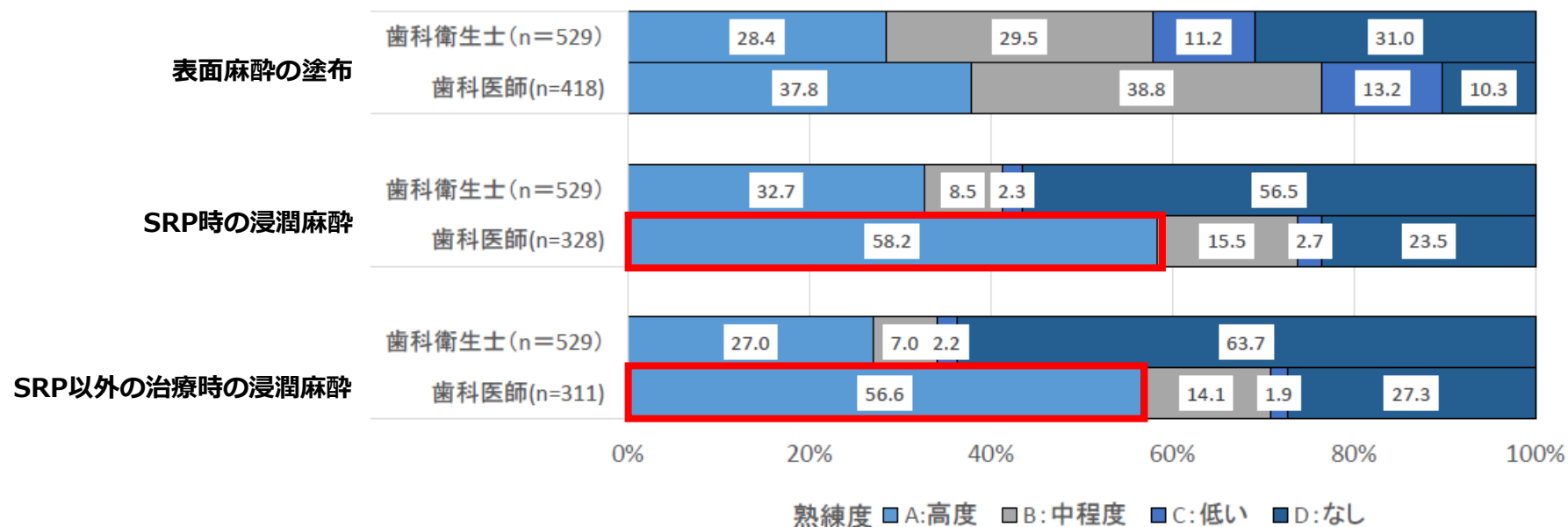


【修業年限別の局所麻酔行為の実施状況】



歯科衛生士が局所麻酔行為を実施するために必要な熟練度

- 浸潤麻酔については、歯科医師の半数以上が「高い熟練度が必要」と回答しているが、歯科衛生士は「熟練度なし」と回答している者が半数以上であった。



各業務を実施するために必要な熟練度

- A 高い熟練度：A-1認定歯科衛生士、A-2認定歯科衛生士より直接の指導、研修を継続的に受けている、A-3歯科医師が十分な経験年数と技術の熟練度に達していると認めている
- B 中等度の熟練度：B-1高い熟練度の歯科衛生士（A）から必要に応じて指導を受けている B-2歯科医師から必要に応じて指導を受けている
- C 低い熟練度：C 適切な新人研修を修了後、マニュアル等に基づいた指導、研修を受けている
- D 熟練度なし：A～Cのいずれにも該当しない場合

歯科衛生士による業務（歯科診療の補助行為）に関する現状と課題

現状

- 歯科衛生士の業務について、主たる業務については、「歯科予防処置」が第1位である者が約30%で最も多かったが、「歯科診療補助行為」「歯科保健指導」「口腔衛生処置」のいずれも25%以上であった。また、「口腔機能管理」は約20%とやや低いものの、幅広く業務が行われている。
- 歯科診療の補助行為として「実施している」者が最も多かった行為は「義歯の清掃・取り扱い等の指導」、次いで「歯周組織検査」「歯肉縁下スケーリング」であり、いずれも約8～9割であった。
- 一方、「実施していない（必要ない）」者が最も多かった行為は「歯科インプラント体およびアバットメントの固定」、次いで「SRP以外の浸潤麻酔行為」「歯科インプラント上部構造の調整」がいずれも85%前後であった。
- 近年、歯科衛生士による浸潤麻酔行為について、研修・認定を行う団体がでてきており、関係団体からの疑義照会や要望、また関係学会による見解が出されており、歯科衛生士が安全に浸潤麻酔行為を行うために必要な体制整備、教育の見直し等が要望されている。
- 歯科衛生士養成課程では、全国歯科衛生士教育協議会が作成している「歯科衛生学教育コア・カリキュラム-教育内容ガイドライン-（2022年度改訂版）」において、局所麻酔行為については「臨床歯科医学」の「歯科麻酔と全身管理」、「歯科診療補助論」の「口腔外科治療・歯科麻酔時の診療補助」の項目があるが、歯科診療補助の教育内容は、「局所麻酔時の器材・薬剤の準備と取り扱いができる」となっており、実施については記載されていない。
- 実際に教育の現場でも、浸潤麻酔等に関する実習内容については臨床見学が大半であり、実習はほとんど実施されていない。
- 一方で、現状において、約3%の歯科衛生士が浸潤麻酔行為を実施しているという調査結果がある。



課題

- 歯科衛生士の業務のうち、近年、歯科診療の補助行為として、実施している者は多くはないものの、局所麻酔行為が行われるようになってきているが、現状において歯科衛生士養成課程では浸潤麻酔や伝達麻酔に関して、講義や見学による実習がほとんどであり、歯科衛生士が実施することを想定した教育はほとんど行われていない。
- 歯科衛生士の国家試験合格後、研修目標等が定められた臨床研修の仕組みはなく、卒前教育で学んでいない業務内容については、勤務先の歯科医療機関でのOJTや関係団体・学会または民間団体等の研修受講等による自己研鑽により習得することが求められる。

歯科衛生士による局所麻酔行為に関する対応方針（案）

対応方針（案）

- 歯科医師の指示のもと、歯科診療の補助として歯科衛生士が浸潤麻酔行為を行う場合は、国民に安全・安心な歯科医療を提供するため、適切な知識・技能を習得していることが前提となる。
- そのためには、卒前教育の中で、歯科診療の補助として局所麻酔行為を実施する場合に必要な知識・技能に関する内容を充実させることが必要である。
 - 歯科衛生士養成施設のカリキュラムについては、全国歯科衛生士教育協議会において、全ての学生が履修すべき内容を示した「歯科衛生学教育コア・カリキュラム ー教育内容ガイドラインー」が公表されている。

現在、学士（大学・短期大学）課程を対象とした「歯科衛生学教育モデル・コア・カリキュラム」の検討が行われている。
- 一方で、現状において、局所麻酔行為を実際に行っている歯科衛生士がいることから、患者に対して局所麻酔行為を安全に行うために必要な知識・技術を習得するために求められる具体的な研修内容を示すこととする。

歯科衛生士の局所麻酔行為に関する研修（案）

ひと、暮らし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

歯科衛生士が実施する局所麻酔行為の範囲について

- 歯科治療において実施される浸潤麻酔行為は、抜歯、歯冠形成時及びSRP実施時などに行われるが、実施する処置内容によって、作用部位や容量等が異なる。

【SRP実施時の局所麻酔行為の特徴（抜歯や歯冠形成時に実施する浸潤麻酔行為との比較）】

- 骨に作用させる必要はない。（麻酔薬を骨内に浸潤させる必要はない。）
- 歯髄に作用させる必要はない。（麻酔薬が根尖孔に到達する必要はない。）
- 傍骨膜注射で対応可能である。（1回あたりの処置の範囲は、1/4-1/6顎単位（歯数3-4本）で行う。）

⇒1.8mlカートリッジ1本以内の傍骨膜注射で対応可能



- 浸潤麻酔行為の上記特徴を踏まえ、国民に安心・安全な歯科医療を提供するため、本研修の対象とする歯科衛生士が実施する浸潤麻酔行為については、
 - ・使用する薬剤量が比較的少ない
 - ・歯科衛生士の多くが歯肉縁上及び歯肉縁下の歯石除去、ルートプレーニングを実施していることから、歯肉縁上及び歯肉縁下の歯石除去（SRP）時の疼痛除去を目的とする場合としてはどうか。

研修の内容・時間について

現状の歯科衛生士養成課程における浸潤麻酔に関する教育は、歯科医師が浸潤麻酔を実施する際の歯科診療の補助を行う場合を想定したものとなっており、歯科衛生士が浸潤麻酔行為を実施することを想定した教育内容となっていない。



- 本研修は、歯科衛生士養成課程における教育で不足している歯科衛生士自身が浸潤麻酔行為を実施するために必要な知識・技術を習得できる内容とする。
- 具体的には、
倫理と関係法規、生理学、薬理学、解剖学、バイタルサイン、医療面接、局所麻酔法、局所合併症と対応、
歯科治療中の全身的偶発症と対応等
を効果的に修得できる内容とし、講義と実習を組み合わせる行うこととしてはどうか。
- 緊急時に対応できるよう、研修の受講にあたっては、事前に一次救命処置（BLS）講習会の受講を要件としてはどうか。

研修の指導者について

- 全身への影響の大きい浸潤麻酔行為を歯科衛生士が実施するために必要な知識・技能を教授できる指導者が求められる。

- 歯科衛生士に対して浸潤麻酔を実施するために必要な知識・技能を教授するためには、歯科医療の知識、歯科麻酔学や全身疾患を持つ者や高齢者等への対応、緊急時の対応についての専門知識や経験が必要と考えられる。



本研修の指導を行う者については、以下の要件を満たすこととはどうか。

- ・ 日本歯科専門医機構の認定する歯科麻酔専門医または日本有病者歯科医療学会が認定する専門医
- ・ 基礎医学の領域については、歯科大学・歯学部、歯科衛生士養成施設等で基礎医学を教えた経験がある者

【歯科麻酔歯科専門医の申請要件】

専門医の審査を受けようとするものは、次の各項のすべてを満足していなければならない。

1. 日本国歯科医師免許証を有すること
2. 学会認定医であること
3. 筆記試験の時点で継続して 5 年以上本学会員で、かつ歯科麻酔分野の業務に週 3 日以上従事していること
4. 歯科麻酔学指導施設の所属長である歯科麻酔指導医が専門医申請を認めたもの
5. 大学病院等の歯科麻酔学指導施設に専従するもの以外では、認定医取得後、歯科に関連する全身麻酔を含む全身管理症例あるいは疼痛治療症例を、担当もしくは指導していること
6. 専門医にふさわしい業績を有すること
7. 専門医研修カリキュラムを修了していること

【日本有病者歯科医療学会専門医の申請要件】

専門医の資格を申請する者は、次の各号のすべてを満たすことを必要とする。

1. 認定医資格を有する者
2. 専門医申請時において、継続して 5 年以上学会正会員である者
3. 認定医の資格を得た後 2 年以上学会の正会員である者
4. 研修施設に所属している者又はこれと同等以上の経歴を有すると認められる者
5. 有病者に必要とされる歯科医療に関連する研修を行った者

歯科衛生士が浸潤麻酔行為を実施するために必要な研修（事務局案）①

研修の目的

- 歯科衛生士が歯科医師の指示のもと、歯科診療の補助として歯石除去を目的とした浸潤麻酔を安全かつ効果的に実施するために必要な知識と技術を習得する。

研修内容の構成

- 講義：12時間30分（一部はE-ラーニングも可）
※全ての講義と一次救命処置（BLS）講習会を事前に受講、E-ラーニング受講後の試験に合格した者が実習可能とする。
※BLSについては、AHA（アメリカ心臓協会）BLSまたは日本救急医学会ICLSのBLSコース受講証を以て認証する。
- 実習：対面式で5時間30分
- 評価とフィードバック

研修の実施体制

- 研修指導者：一般社団法人日本歯科専門医機構認定の歯科麻酔専門医、
一般社団法人日本有病者歯科医療学会認定の専門医
基礎医学の講義については、歯科大学・歯学部、歯科衛生士養成施設等で基礎医学を教えた経験がある者でも可
- 実習施設：マネキンを用いた実習が可能であり、かつ歯科用ユニットを有する施設

歯科衛生士が浸潤麻酔行為を実施するために必要な研修（事務局案）②

【具体的な研修内容】講義（合計750分）（*：E-ラーニングも可能と考えられる内容）

I.倫理と法規制*（60分）

1. 歯科衛生士業務の法的範囲、責任
2. 患者の権利と同意（インフォームドコンセント）
3. 医療事故と法的対応

II.生理学*（180分）

1. 循環生理学
※以下の心電図異常に関する講義を含む
 - 1) 正常心電図
 - 2) 頻脈性不整脈
洞性頻脈、上室性頻拍、心房粗動/細動、心室頻拍、Torsades de pointなど
 - 3) 徐脈性不整脈
洞性徐脈、房室ブロック、洞不全症候群など
 - 4) 致死的不整脈
4つの心停止リズム（心室細動、無脈性心室頻拍、心静止、無脈性電気活動）
 - 5) その他
上室性/心室性期外収縮、脚ブロック、虚血性変化など
2. 呼吸生理学
3. 代謝・内分泌生理学
4. 神経生理学

III.局所麻酔薬の薬理学*（90分）

1. 局所麻酔薬の基礎
 - 1) 物理科学的構造と性状
 - 2) 作用機序
 - 3) 薬理作用に影響を及ぼす因子
 - 4) 薬物動態
 - 5) 毒性
2. 各局所麻酔薬の特徴
 - 1) 分類（エステル型、アミド型）
 - 2) 歯科用局所麻酔薬製剤
3. 血管収縮薬
 - 1) 血管収縮薬を使用する目的
 - 2) 使用薬物（アドレナリン、フェリプレシン）
 - 3) 薬物相互作用

IV.局所麻酔のための解剖学*（90分）

1. 上顎骨の特徴
2. 下顎骨の特徴
3. 末梢神経の走行
4. 小児・高齢者の特徴

歯科衛生士が浸潤麻酔行為を実施するために必要な研修（事務局案）③

【具体的な研修内容】講義（合計750分）

（＊：E－ラーニングも可能と考えられる内容）

V. バイタルサイン＊（60分）

1. バイタルサインの評価：意識、呼吸、脈拍、血圧、体温
2. 生体情報モニタリング

VI. 医療面接＊（60分）

1. 全身評価
2. 臨床検査値の理解
3. 歯科治療時に注意すべき全身疾患

VII. 局所麻酔法（120分）

1. 表面麻酔法
2. 浸潤麻酔法
 - 1) 浸潤麻酔の適応範囲
 - 2) 注意すべき病態・状況
循環動態、糖尿病、甲状腺機能亢進症、高齢者、妊婦等
 - 3) リスクアセスメント：浸潤麻酔前のリスク評価
 - 4) 使用器具の取り扱い：注射器、注射針、カートリッジ、利キャップの方法 等
 - 5) 刺入点と方向（角度）、深さ
 - 6) 薬液注入速度、注入量

VIII. 歯科局所麻酔時の局所合併症と対応（60分）

1. 遷延性知覚麻痺（神経障害）
2. 開口障害
3. 内出血・紫斑
4. 感染
5. 粘膜の潰瘍・壊死
6. 口唇・舌・頬粘膜の咬傷・障害
7. キューンの貧血帯
8. 顔面神経麻痺
9. 視覚障害
10. 注射針の破折・迷入

歯科衛生士が浸潤麻酔行為を実施するために必要な研修（事務局案）⑤

【具体的な研修内容】講義（合計750分）

IX. 歯科治療中の全身的偶発症と対応（90分）

1. 全身的偶発症
 - 1) 血管迷走神経反射
 - 2) 過換気症候群
 - 3) アナフィラキシー
 - 4) 局所麻酔薬中毒
 - 5) 急性冠症候群
 - 6) 脳卒中
 - 7) 誤飲・誤嚥
2. 全身的偶発症への対応
 - 1) 酸素投与：酸素ボンベの取り扱い、酸素療法
 - 2) 静脈路確保、緊急薬品

歯科衛生士が浸潤麻酔行為を実施するために必要な研修（事務局案）⑥

【具体的な研修内容】実習（合計330分）

実習 1：浸潤麻酔（60分）

1. 注射器と針の選択と管理
2. 基本的な浸潤麻酔技術の習得
 - 1) 顎模型を用いた浸潤麻酔（プラスチックカニューラを装着した注射等を用いる）
→刺入部位、角度、注入速度などを実際に体験する。
(写真 1, 2)
例えば、空カートリッジの針先側のゴムを切り取って注射器に装填してプランジャーを押す感覚を体験する。
(相互実習は行わない。)



写真 1



写真 2

実習 2 .バイタルサイン・生体情報 モニタリング（60分）

1. パルスオキシメータ
2. 心電図
3. 血圧計
4. 体温
5. 意識レベルの評価

実習 3 .急変時の対応（60分）

1. 酸素ボンベの取り扱い、酸素療法
2. 輸液ラインの組み方、アンプルからの注射器への薬剤充填

実習 4 .シナリオシミュレーション（90分）

1. 血管迷走神経反射
2. アナフィラキシー
3. 過換気症候群

歯科衛生士が浸潤麻酔行為を実施するために必要な研修（事務局案）⑦

【具体的な研修内容】評価とフィードバック

I. 評価項目

（歯学生診療参加型臨床実習に必要とされる技能と態度についての学修・評価項目Ⅳ. 基本的臨床技能 9）局所麻酔に準じる。）

1. 診察時の配慮

- | | |
|--------------------------------|------------|
| ① 治療のために浸潤麻酔を行うことを患者に説明し同意を得る。 | できた・できなかった |
| ② 消毒薬などの薬物アレルギーの有無を確認する。 | できた・できなかった |
| ③ 患者の痛みや不快感、安全性に配慮する。 | できた・できなかった |
| ④ 浸潤麻酔施行中の患者の状態を観察する。 | できた・できなかった |

2. 器材の選択と注射器の準備

- | | |
|-------------------------------|------------|
| ① 手袋を清潔な状態で装着する。 | できた・できなかった |
| ② 浸潤麻酔用歯科用注射器を選択する。 | できた・できなかった |
| ③ 浸潤麻酔用注射針を選択する。 | できた・できなかった |
| ④ 歯科用局所麻酔薬カートリッジを注射器に正しく装填する。 | できた・できなかった |
| ⑤ 浸潤麻酔用注射針を注射器に装着する。 | できた・できなかった |

3. 表面麻酔

- | | |
|---------------------------|------------|
| ① 刺入部をエアーなどで乾燥する。 | できた・できなかった |
| ② 適切な量の表面麻酔薬を刺入部に塗布する。 | できた・できなかった |
| ③ 表面麻酔薬の効果発現まで患者の様子を観察する。 | できた・できなかった |

4. 浸潤麻酔

- | | |
|---------------------------------------|------------|
| ① チェアを調整し、適切なポジションを取る。 | できた・できなかった |
| ② 患者に浸潤麻酔中に不快症状などを自覚した場合に合図するよう指示する。 | できた・できなかった |
| ③ 口唇・頬粘膜を排除する。 | できた・できなかった |
| ④ 刺入部を消毒する。 | できた・できなかった |
| ⑤ 注射器を正しく把持する。 | できた・できなかった |
| ⑥ 患者に注射針刺入時に声かけを行う。 | できた・できなかった |
| ⑦ 針刺し事故防止のため、歯科用ミラーを用いて軟組織を排除する。 | できた・できなかった |
| ⑧ 正しい位置に注射針を位置させ、粘膜を緊張させて注射針を刺入する。 | できた・できなかった |
| ⑨ 局所麻酔薬を少量注入し、麻酔薬の奏効を待ってから注射針を深部へ進める。 | できた・できなかった |
| ⑩ 注射針のカット面は骨膜側に向け、骨膜を傷つけないように針を進める。 | できた・できなかった |

Ⅱ. 筆記試験

Ⅲ. 修了証の発行